

横校労

2018年1・2月号 No. 508

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川1-3-6 コーポフジ 411
TEL 045-321-0512・FAX 045-313-0031
郵便振替 00240-0-49078 印刷所(有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

目次

霧が丘中不当処分人事委員会 公開口頭審理第一回・第二回報告 ……	赤田 圭亮 2
当該より ……	高野 猛
証人より ……	吉田 紀子 3
傍聴人より ……	溝口紀美子 赤田真知子
千葉学校合同 横校労結成40周年記念の集い・交流会報告 ……	吉田 晃 中島 佳菜 4
参加者からの感想	西村 七瀬 5
春日井学校労働者組合 文科省よ！ もっとマジメにやれ！ ……	渡邊 真臣 朝野 公平 6
退職手当・タイムカード市教委交渉報告 ……	河野 靖司 7
司馬史観の危うさ、活発に議論 ……	朝倉 賢司
職場から ……	深澤由美子 8
読者の声 ≪連載≫原発棄民に抗う② ……	村田 弘 9
一住宅追い出し この国は「地上げ屋」になったのかー シリアから日本へー アレッポ大学日本センターのあゆみ ……	枝川あゆみ 10

学校の風景

— 仙人じゃないよ！ —

今年の四月から生徒指導専任教諭になり、およそ十か月が経過した。

まず驚いたのは四月の挨拶回り。警察署の防犯少年係、少年相談・保護センター、児童相談所、区役所のこども家庭支援課、地域振興課などを訪問。名刺交換



— 専任のバイブル「『いじめ』根絶！横浜メソッド」と集めた名刺 —

をしまくり、四〇枚ほどたまる。

次に驚いたのは出張の多さ。五月の第四週は月曜日に「学警連総会」(終了後は宴会)、火曜日は警察署と連携した「防犯サミット」生徒引率、水曜日は「陸上競技大会打ち合わせ」、木曜日は区役所で「学・家・地連」の名簿作成のための名簿閲覧後、某公会堂で「専任協議会」、金曜日は「横浜遠足」。同僚にも「出張が多いですね！」と感心(あきれ顔?)される。

夏休みの前半には二日間学校に缶詰めにされてみっちり「生徒指導研修」や「傾聴訓練」などをやらされる。これはかなり苦痛に思っている方が多いようである。

さらに調査や提出書類が多い。毎月の「いじめ認知報告書」、毎月の区の専任会に提出する書類、「いじめや不登校に関する調査」、「横浜市いじめ防止基本方針の改定」に伴う各学校の基本理念の作成」など…。指導主事による「いじめ認知」圧力もすごい。研修で「こんなにいじめ認知件数が増えました。皆さんの努力のおかげです。もっと認知しましょう。未だに認知していない学校が数校あります。(「その学校はおかしい!」と言わんばかりの勢い)」世の中変わったものだ。

十年前、A中の専任の方が過労死したが、公務災害と認定されるまで五年半もかかったという。教員の場合、地方公務員災害補償基金(地公災)が審査する。〇五〇九年度の五年間で比較すると、脳・心疾患の労災認定率は民間の四四・五%に対し、地公災は二〇・三%と半分以下。死亡事案で比べても、四六・九%と二五・五%と大幅な開きがある。教職員に限ると、この五年で「過労死」と認められた件数は、わずか四件しかない。過労死を防ぐために少しでもお役に立てればと思う。また「全国過労死を考える家族の会」のシンポジウムにも参加してみたい。

霧が丘中不当処分人事委員会公開口頭審理第一回・第二回報告

本紙前号でお知らせしたように、二〇一四年の霧が丘中不当処分に対する人事委員会公開口頭審理は、二月六日、一三日の両日に関内駅近の松村ビル別館で行われた。

会場となった五階会議室は、天井が低く狭い。正面に人事委員会岡部公平委員長と委員二名が陣取り、その後ろには事務局吏員が四名ほど。ここはゆったりとしたスペースが確保されている。向かって右側には市教委側の代理人(弁護士)と教職員課と北部事務所の吏員が二名。左側には請求者高野猛組員のほかに弁護士十二名と代理人の横校労平川、山本、赤田が坐る。その間に証言席が設置され、後方に傍聴席が一九席。二回とも傍聴希望者が規定数を超え抽選となった。岡部委員長は、証人の宣

誓の際には傍聴人にも起立を促すが、傍聴席は狭く起立さえままならない。人口三七〇万人を超える横浜市において「公開審理」を標榜するならば、せめてこの倍の傍聴席と、ゆとりをもった起立できるほどのスペースがほしいものである。



審理開始前、部屋の外で待つ傍聴希望者たち

二月六日午前一〇時に始まった審理の証人は、二〇一四年当時の校長阿部康一氏と副校長高部振司氏。二人とも緊張した面持ちでの証言と等待として、一点、二〇一三年一〇月初め、初めて高野さんを校長室に呼んでの事情聴取について二人の証言が割れた。市教委作成の「処分量定表」を高野さんの前に置き、「このどれにあたるか、よく考えてみなさい」とした事情聴取について請求側代理人が「この方法については、どちらが考えたのか」と質問、阿部校長は「副校長先生です」。同じ尋問に対して高部副校長は「校長と相談して決めました」。不確かな生徒からの聞き取りをもとに「クロ」と決めつけて思いこんで「非を認めろ」と恫喝した事情聴取。二人ともさすがに「まずかった」と今では思っているらしい。自分の発案だとは認めなかったところに、それがよく表れている。高部証人はほとんど聞き取れないほどの声量、心理状態を読み取られまいとする防衛反応か。

二月一三日は一四時開始。証人は、市教委側証人の国分養護教諭と吉田三年学年主任(ともに当時)。国分証人は、淡々と「自分は校長の指示に従っただけ」と述べたが、一つひとつの尋問には、明らかに予断をもって生徒の事情聴取に臨んだと受け取れる証言が散見された。吉田証人は、事態出来直後から、北部事務所の動きや管理職の動き、国分証人の動きなどについて強い疑念をもっていたことをこれも淡々と証言。四人の証言によって、二〇一三年一〇月〜十二月の霧が丘中学校でのこの事件をめぐる動きがかなり明らかにいった尋問であった。



片隅の傍聴席から 正面審査員、証言席左請求者側、右(写っていない)処分者側

第三回審理が一月二四日、第四回審理が一月三一日に行われ結審となった。それぞれ副顧問、部長(いずれも当時)が証言する。傍聴支援をお願いしたい。

(執行委員長 赤田 圭亮)

当該から 立場が変われば

十二月からようやく公開口頭審理が始まりました。

一回目も二回目もたくさんの方々にお時間を割いて傍聴に集まってくれました。また、多くの方からカンパもいただきました。心理面だけでなく、いろいろな形で支援をいただき、言葉では言い表しきれない感謝の気持ちでいっぱいです。

口頭審理については、校長や養護教諭については「立場的にそういうしかないだろうな」という印象です。吉田さんについては、「もっと相手方弁護士から何らかの厳しい追及があるのではないか?」と思っていました。やはりほほりアルタイムの克明な記録は何にも代えがたい証拠となつていきます。また、秋田から証人として駆けつけてくれた吉田さんに、審査長からねぎらいの言葉があったのも印象的でした。審査長をはじめとする審査員の皆さんは「とても丁寧な話を聞いてくれて」と感じました。一回目の口頭審理は予定時間を大幅に超えて終了しました。一番「違和感」があったのは、副校長でした。剣道部顧問として生徒に大

きな声を出して戦う指導をしていた人とは思えないような、蚊の鳴くような小さな声。証言の中で出てくる「覚えていない」という答えは、さんさん私が追及された時に回答した言葉。「立場が変われば…」と感じました。

先日部活の遠征帰り途中のコンビ二で、当時の霧が丘でNの担任、前年一緒にテニス部の顧問、浜教組の分会長だった先生に声をかけられました。私が「ちょうどいま、当時の件の公開口頭審理をしているんです」と話すと、「あの時に、何にも手助けできなかったことを今でも後悔している」と話してくれました。わざわざ声をかけて話してくれたことは本心なんだろうなと思いました。(中支部 高野 猛)

証人より 一人ではたどりつけない かった山頂

口頭審理を終え、かけつけていただいた皆様の笑顔を見た時、温かい気持ちでいっぱいになりました。四年間にわたり、温かく、また力強く支援をしていただきました。組合の皆様、そして神奈川総合法律事務所の野村、北村両弁護士には、言葉にきれいなほどの感謝の思いがあります。

一所懸命働いている同僚が、おかしな扱いをうけている、しかも一生を左右するような。「こんなの絶対

におかしい。でもどうすればいいんだろう？」職場の人たちも同じように心配をされていました。私には具体的に何ができるのかわかりませんでした。行き詰まった状況の中で、

横校労の赤田さんが北部事務所に向いてくださいました。それから四年の間、馬車道の弁護士事務所で行き詰まりを重ね、反論書と答弁書のやり取りが十数回にわたって行われました。徐々に争点がはっきりしていききました。野村・北村両弁護士による九回目の反論書を読んだ時に、私の感じた「こんな絶対におかしい」を、多いところも足りないところもなく丁寧に表してもらえたと思えました。すっきりと何かが見通せた気持ちになったことを印象深く記憶しています。すごろくの「上がり」の気持ちになりました。その気持ちは今現在も続いています。

私は、その「上がり」の気持ちで口頭審理に臨みました。心はずっきりと晴れていました。これは、高野さんに起きた出来事ですが、「おかしい」と思った時に私の出来事にもなりました。自分一人では、絶対にたどり着けなかった山頂です。みなさまに感謝です。(吉田 紀子)

傍聴人より1 杜撰すぎる対応

校長・副校長・養護教諭らの責任は重い。この口頭審理においても、「シラを切る」様子があって、聞いていて胸が悪くなりました。こういう人達が横浜の学校の管理職なのだと思つと、本当にヒドイのひと

言です。

校長は事実確認もきちんとしないうちに保護者の家に「謝りに」行っていきます。校長に家に来られた親はびっくりしたでしょう。話の内容もショックだったでしょう。すべては、ここから始まったのではないのでしょうか。結果的には、七月の大会での対応は熱中症での救護だったかもというところで処分理由にはなっていないが、これを聞いた親からの抗議(当たり前だと思う)によって、高野さんを学校に来ないようにせざるを得なかったのです。そして、無実の人をどんどん追い詰めて、「自白するまでは許さない」と迫り、警察でもやらない恫喝と脅迫を、自分の保身のために行つたとしか思えませんが。

大部の書類が処分者側・被処分者の弁護士の机の上に置かれていました。これらの文書を用意するだけでも多くの時間を費やし大変な思いをしていることでしょう。高野さん、吉田さんをはじめとする周りの方々、横校労組合の担当者たちの、努力の積み重ねに敬服します。個人の権利を守るために真摯に闘う姿勢を見せられて、かえって勇気を頂きました。公正な判断がなされることを願つてやみません。(東支部 溝口紀美子)

傍聴人より2 辛苦の記憶から解放してあげたい

今回の人事委員会公開口頭審理は、四年前高野猛さんが管理職によりセ

クハラとでっち上げられた冤罪を問うものです。傍聴席から数メートル離れたところで行われる尋問と証言、それをしっかり記憶の底に残そうと、冷え込みの厳しい関内駅に降り立ちました。

高野さんのことではっきり覚えていることがあります。あれは二〇一四年の冬。仕事を終えてからの遅い時間、高野さん、吉田紀子さん、平川正浩さんが南町田の拙宅に集まりました。夫を含めた四人の喧々諤々の議論を、私はキッチンで聴いていたのでした。

この闘いは、当時三年の学年主任だった吉田さんが、東部事務所や管理職の強引で恣意的な生徒への聞き取りに対する疑問から、ほぼ半年間、職場の日常の記録を残していたこと、そして事務所交渉、校長交渉、人事委員会提訴に至るまでの四年間、横校労が高野さんを支え続けたことがとても重要なのだと思います。他に誰が高野さんを救えたのか、小柄な吉田さんと小さな組合の、大きな力を感じるのには私だけでしょうか。

請求者側代理人は、まだお若い北村里美弁護士と老練な野村弁護士。その野村弁護士の挙措に遠い記憶がよみがえってきました。代理人席で少し猫背気味に食い入るように文書を読む姿に、かつての新美隆弁護士が重なったのでした。新美弁護士は七四年に始まる入船小指導要録斜線記入闘争における処分の不服申し立ての人事委員会、裁定取り消しを求めた地裁、そして九〇年からの村上芳信さんと夫が原告となって闘つ

た超過勤務裁判まで、主任弁護士として常に明快に行く手を指し示してくれた方でした。超勤裁判だけに限っても最高裁に至るまでの八年、戦前から戦後に至る教員の労働実態を調査し、給特法による時間管理の矛盾を展開してくださいました。若くして鬼籍に入られましたが、野村弁護士同様、熟慮の末のさわやかともいえる論理の展開に目を見張ったこと、今でも忘れることはできません。

私の願いは、でっち上げられた高野さんの四年間の辛苦の記憶を、一日も早く勝利裁定によって解放してあげたいこと、それだけです。傍聴席から、エールを送っています。(東支部 赤田眞知子)

傍聴人より3 予断と不適切調査によるえん罪事件と伝わりました。

予断と不適切調査によるえん罪事件と伝わりました。

傍聴席が一九席しかなく傍聴できない人も出る中、二回とも傍聴させて頂き感謝しています。そんな状況の二二月六日、教育委員会の職員が傍聴席にいたので、開会前に「少ない傍聴席を職務で減らしに来るとは不当だ！他の人に席を譲れ！」と迫っていたら、請求人(高野先生・横校労)の弁護士から「静かな環境で審理ができるよう慎んで下さい」と注意を受けてしまった(状況を考えずに傍聴席で追及してしまつたことを大いに反省!!)。

二二月六日は、不当処分時の校長・副校長の証言。「事件」の当事者や見ていたとされた女生徒たちへの事情聴取は、高野先生が説明した熱中

症への対応を考慮した聞き方ではなく、始めからセクハラを前提とした予断をもつた聞き取りであったことが明らかにされた。

二二月一三日は、処分者(横浜市教委)側証人の養護教諭と請求人側証人の三年学年主任(当時)。この日も請求人側弁護士の追及で、養護教諭の事情聴取が熱中症への対応を全く考慮せずセクハラを前提にした思い込みの「聞き取り」であり、訴えた女生徒たちの真意を探る教育的な対応がなかったことが明らかになった。また、早い時期から北部教育事務所の職員が学校に張りつき、処分のための証拠書類作りをしていた。当時の三年学年主任の証言では、管理職や養護教諭の「事情聴取」は、事件の舞台となったソフトテニス部の部員同士の人間関係のあつれきが全く考慮されず、処分のための証拠集め「調査」が行われたことが明らかにされた。

素直に傍聴していれば、管理職と一部職員・教育事務所が一体となつて作り上げたえん罪事件だと感じられる審理であった。生身の生徒たちと真面目につき合っている学校労働者が、生き生きと働けるような職場環境を作るのが管理職や教育委員会の仕事でなければならぬ!!自らの出世と責任逃れを優先するような連中に、勝手気ままな「処分」をされてたまるか!!

四年間かけてこの闘いを進めてきた横校労がある横浜には、学校労働者の未来がまだあると感じた。(千葉学校合同労組 吉田 晃)

横校労結成40周年記念の集い・交流会報告

年明け一月六日、山下公園近くのワークピア横浜にて結成40周年記念の集いが行われた。全国各地から横校労とつながりのある方々が出席して下さり、組合員を合わせ六〇人ほどが集まった。四〇年を振り返ると共に、これからの組合の在り方について考え、交流を深める機会となった。

赤田委員長挨拶

「結成四〇年、横校労はどう変容したか」

一九七七年に二〇数名の組合員でスタートした横校労。年表と共に、歴史が語られた。(以下、抜粋) 『多数派の利益』公共性による抑圧と闘うため、横校労が日教組、浜教組から分裂したことは、自由を勝ち取る一歩だった。自由であることは公共を標榜する側にとっては脅威。結成の意義はここにあった。現役組合員はなぜ横校労を選んだのか、今ならどんな言葉で表し、どんな運動として表現するのかが大切。

現場の人間から見える横校労というのは、一人ひとりの組合員そのもの。少数だから聞えないということではない。声を挙げていくことだ。

九〇年代の中学生の『荒れ』に

対して、もっと教員が生徒に関わり、とことん付き合い克服するというやり方がとられた。現在、教員の部活動の負担増大に対して外部指導者、外注などの改革案が出ているが、現場では評判がよくない。半数以上の教員は、部活動が好きでやりがいを感じているというのが本音。九〇年と現在を比較すると、多くの教員がもっている『教育の意義』『やりがい』のよ

うなものが他の教員の働き方を圧迫するという意味で同じ。教員の勤務時間は七時間四五分と定められているのに、それを無視して行われる教育の『意義』とは何か。当たり前前に働きたいという人間の権利を侵犯する形で行われる教育活動の『意義』を問う姿勢がなければ、「働き方の問題を問う」ことにはならない。教員の働き方ってやっぱり変だよねと対象化することが求められる。

東京、大阪、埼玉、兵庫、富山、山梨、千葉、春日井など二〇の独立組合が「全学労組」に結集。その意義は、闘いのノウハウを交換したこと、文科省への「申し入れ」の共同作成を通して、地教委レベルの問題と国家レベルの政策をリンクして捉え、批判したことが挙げられる。

この一七年ほど横校労の闘いは、

二期制や教科書問題、車通勤問題など多岐にわたったが、何より大きかったのは、〇〇年代からの新採用教員に対する退職強要事件、校長による数々のパワハラ事件、セクハラ冤罪事件、霧が丘中の不



交流会 組合員と来賓が親しく語らう

つどい 結成から今までを知る方からの発言

適切指導による処分事件などの駆け込み寺としての役割である。一人の横校労組合員を守ることが、実は多くの周囲の教員を守ることにつながるべく、それが現在の駆け込み寺の効能かと思う。

仲間がいる、自由に話ができる、元氣が出る組合を目指してほしい。自らの課題だけでなく、組合としての課題をどう構想するかが重要。そのために、『今』を冷静に分析する力が必要。現役組合員には、自分自身が四〇年の横校労の歴史につながる存在であることを念頭に、四一年目を歩みだしてほしい。

「横校労四〇周年」に思ふ

北村小夜さんより

(障害児を普通学校へ・全国連絡会世話人)

一九二五年生まれの九二歳。今の世の中は、治安維持法で誰もが監視された私が産まれた時と同じ状況。『自粛』した社会だ。『自粛』とは権力よりも怖いもの。道徳の教科書が、どれも似たり寄ったりの内容。子どもの心の糧になる教科書を作らねばならないのに、『自粛』して作られた結果である。

佐倉の歴史民俗博物館「戦後社会運動の中の『一九六八年』」の展示で熊本水俣病闘争が取り上げられていた。歴史にしてよいのかとの思いがある。横校労の四〇年

は歴史になっていない。積み重ね、続きの問題として取り組んでほしい。「駆け込み寺」、何よりの力であり、繁盛していくだろう。「共に生き、共に闘わん」の初志を貫いてほしい。

前田浩志さんより

(政治同人誌「置文」編集長)

結成に際して、日教組からの分離、組合を割るのはよくないという重圧があったが、結成メンバーには、覚悟があった。現在の学校には、様々な立場の労働者がいるので、連携を大事に。機関紙による情報宣伝活動をこれからも大切にしてほしい。

福田恵一さんより

(東京教育労働者組合)

横校労は、少数であることを武器に一人ひとりの問題に徹底的に向かい合ってきた。「もうひとつ研」での問題提起や「NARU講座」を主催し、今の問題を広く伝えていくことにも取り組んできた。中でも、機関紙は読み応えあり。AIMでも「あいむ89」という月刊紙を発行。機関紙「横校労」の世の中や教育の分析的な視点が役立っている。

第二部 交流会へ

集会の後は、交流会へ。円卓を囲んでの楽しいひとときとなった。歓談や出席者、現役組合員の挨拶

の間にラッパーSoraによる「教育勅語ラップ」披露！高橋源一郎氏の「教育勅語」現代語訳をもとにしたラップであったが、教育勅語の意味がよく分かり、思わず聞き入ってしまった。

組合員歴五年目だが、現役組合員が年々増え心強いこと、学校以外の場をもつことの大切さを知ったこと、何より一人ひとりの組合員の強さと優しさが励みとなっていることなど、横校労の恩恵を感じている。自分ができることをこれからも考えていきたいと感じた一日であった。

(東支部 中島 佳菜)

横校労40周年 記念のつどい・交流会 参加者からの感想

「私にとつての横校労は…」

横校労組合員歴が一年に満たない私にとつては、大変新鮮でまた勉強になる機会になりました。初めてこのような場に参加してみても、①結成当初から諸運動に前線からわってこられた先輩方の話からは、時代・社会背景と共に移り変わる教育現場を想像することができました。時代毎の異なる問題に対して、今も変わらない、教職員として労働者として大事にしたい譲れない何か、を芯をもって活動をしてきたようでした。揺らぐことなく四〇年経て

きたのはある意味当然のように思えました。

②今回の会の中で、組合員もそうでない関係者も「私にとつて横校労は」と、それぞれにとつての組合の存在意義を話される姿が大変印象的でした(前)に加わっていた組合ではそんなふうに加えたことはなかったもので。また同時にそれは「私にとつての」で良いんだ、と納得がいき、気持ちも軽くなりました。

③少規模であるがゆえの持味は、組合結成当初からであったというところを知りました。組合員が主体的に事案に取り組むことをしている、問題解決がスピーディーであるということ。大きな組合で味わっていた、どこかで誰かが何かやっているという感覚がなく、組合全体が一丸となって当事者に寄り添うような支援体制がとれるということ。これがとても頼りになると私も実感しています。四〇年間、この規模を保ちながらだからこそ、有意義な活動をしてこられたのかなと思います。

(中支部 西村 七瀬)

子どもが走り回る集会は ほっとJPN

暗い雪雲に覆われた山形県酒田市から横浜に来ると、久しぶりの青空だった。会場に小さな子どもたちの声が響いていた。結成間も



現役組合員のあいさつ



子どもテーブルも楽しい交流!

嬉しい。北村さんが教科書検定を例に、強制されたわけでもないのに付度して自粛してしまう社会の危うさについて話した。自粛は自縮でもある。そんなに縮こまっていたら、自分が消滅してしまうだろうに。

若い組合員が増えたことはもちろん大歓迎だが、それだけ現場が厳しいということなのだろう。作文やノートなどは個人情報だから、評価のために自宅に持ち帰ることは禁止だとも聞く。文科省が「雑務」をなくして授業に集中できるようにするというのが、成績データが電算化され、自宅で処理できないとなれば夜も休日も学校に居続ける他あるまい。心も家庭もズタズタになってしまう。部活、終わらない仕事、パワハラ……トラブルを抱え込んで立ちすくんでしまつたとき、横校労の存在は大きい。

しかし、翌日地元の合唱団の新年会に参加したのだが、横浜に行つた理由と学校の現状を話すと、見事にスルーされてしまった。学校や教育の問題を知ってもらうのは本当に難しい。

(酒田支部 浜田 謙一)

横校労の底力を感じる

横校労結成の年、私は新卒三年目でした。職場の矛盾、理不尽な現実突き当たるのが多くなり、自ずと「組合」に目が向いていきました。愛教組・春教組という到

底組合と呼べる代物ではない組織の在り様に嫌悪する中、現状を根底的に批判する市内・県内の人たちの繋がりが出来つつあった頃、書店で手に取ったのが「死せる日教組からの分裂」という刺激的なタイトルのついた『共に生き共に闘わん』(鹿砦社)でした。その中で「横浜学校労働者組合」の誕生を知り、分裂少数派組合という自己規定に強い共感を抱いたことを覚えています。共感から一〇年後私たちが正に少数派で後に続きました。

一月六日、結成四〇周年記念の集いに参加させてもらいました。「分裂することは自由を勝ち取る一歩であった」、少数だから闘えなかったという感覚はなかった、「教員である前に横校労組合員であること」等々赤田委員長が挨拶の中で語った言葉が心に残りました。また、結成当初からの組合員や北村小夜さんはじめ多彩な出席者のお話一つ一つが横校労の歴史・活動を感じさせるものでした。二部で登壇した現職組合員の姿には新鮮な驚きを感じると共に、彼女らがこれから作っていく横校労が楽しみになってきました。

四〇年を経て尚この様な充実した集いを持つことのできる横校労の底力を感じました。一層の前進を期待しています。

渡邊 真臣

(春日井学校労働者組合書記長)

文科省よ！ぜひともジメにやれ！

中支部 朝野 公平

職員室がベネッセの出張所に？

一二月一日、一三時より衆議院第一議員会館地下の会議室で全学労組の文科省の交渉が行われた。快晴の永田町、東京メトロ国会議事堂前駅から議員会館への直通路が新設されていた。警備員配置のゲートを通り、エスカレーターで会館内に。公用車で移動する議員は、この地下通路は、ほとんど使用しないはず。この周辺のインフラ整備は抜群だが、庶民に恩恵のない税金の使われ方の典型である。

今回の交渉、文科省からの対応者は、初等中等教育局から児童生徒課生徒指導調査官北崎哲章氏、財務課給与予算・総括係友田知沙氏、初等中等教育企画課齊藤栄三氏、山田侑磨氏。全学労組からは北九州、大阪、兵庫、埼玉、埼玉、山梨、東京、横浜から三〇名弱。

恣意な判断

前回の交渉（四月二一日）の後、全学労組関係者が交渉の記録を情報公開制度により開示請求をしたが不開示に。交渉の冒頭、この件を質問。齋藤氏は「保存が必要か否かは、私たちが決定する」と発言。文科省の役人は業務として交渉に臨み、私たちの目の前で記録を取っている。教員であれば、学年会の

議事、授業で配布したプリントなど、業務中に記録したものは行政文書として開示の対象。官僚の言う「私たちの決定」は、不開示決定への不服申し立てにどれほど対抗しうるか「危うい」と思うのは私だけであろうか。

教員一人当たりの業務量は一・四人分

交渉事項は論点整理により大きく二点に絞られている。

- 一・給特法を廃止し、教員に労基法を全面的に適用すること。
- 二・泊をとまなう学校行事にかける勤務について法的な取り扱いを明らかにすること

一については「現在、中教審での議論をふまえながら検討していくが、給特法の見直しについては結論を得ていない」、二については「勤務時間管理は服務監督権者である地教委が、適切に行うこと」とのこと。交渉参加は四回目だが、いつもながら雁首並べる官僚は、国会中継と同じ空疎な回答を延々と並べるだけ。市教委交渉での労務課職員の上と通じるものがある。

官僚の言う「中教審での議論」とは、「学校における働き方改革特別部会」であり、昨今マスコミが取り上げる「教員の長時間労働」について改善を検討し

ている機関である。これまで九回の審議がなされ、一二月二六日に「学校における働き方改革」に関する緊急対策」が文科相決定、発表されている。

第八回部会で委員の質問に、文科省職員が「現在の教員一人当たりが担っている業務量は、一・四人分」という主旨の発言があったことを、横校労赤田委員長が指摘する場面があった。

部会を傍聴していたという友田知沙総括係員は、具体的な数字に驚いたのか鉄面皮が一変し、「数字は覚えていませんが・・・」と笑みを見せる。覚えていない、交渉には全くやる気を見せないが、まさか中教審特別部会で居眠りするほどの気合は感じら



「超勤、深刻に受止めている」と官僚。はて、本心？

れない・・・この手の話、迂闊に踏み込むと藪蛇、笑顔で煙に巻こうとしたのだろう。しかし、一・四という数値、気になったので調べてみた。文科省HPでは第五回の議事録までしかアップされていない。となれば初等中等教育局に直に電話である。「議事録はいつアップされるのか？」

『いま、調整中、各委員に回して確認してもらっている』

「前回の議事で、調査の集計上、教員一人当たり一・四人分の業務を担っているとの趣旨の発言はあったか？」

『うーん、私も傍聴していたが：教員調整額での議題でそうした話はあった。給特法でカバーしている超勤分が月六時間程度、実態調査の数字では月三〇時間の超過が見られるとの話題があったと思うのが、そのことではないか』

「なるほど。次の部会の開催日程と傍聴席の数は？」
『まさに調整中。傍聴席は一五〇ほど』

「一五〇?!（霧が丘不当処分公開口頭審理の傍聴席は一九）、席の埋まり具合は？」
『世間の関心は高く、空席は少ない』。

「超勤、深刻に受止めている」と官僚。はて、本心？

「原則、教員に超過勤務は命じない。あっても限定四項目のみで、給特法でカバーしている」との絵空事を強弁してきた官僚が、超勤の実態を認めるとはどういうことか。仮に教員が一・四人分の業務を担っているとして、解消するには、定数増か業務の質的量的軽減。財務省との予算的關係上、後者を選ぶしかない。教員の業務、無粋であるが自己観察書の項目にある教科指導、教科外指導、学校運営のうち、どれをどうやって軽減するのか。「教科指導を民営化により軽減する」というのはどうか。教科指導は、相対的に体系化されており、担い手も市場に多数いる。公教育のスリム化は、この二〇年来の潮流。とはいえず、民営化にはカネが入用で大義名分があるが、これを「教員の慢性的超勤の解決」とすれば世間体も良い。

事実、私の勤務校では今年度からベルリッツ（ベネッセグループ）による補習が、希望者に有料で実施されている。また、定期テスト日程にベネッセコーポレーション提供のGTECが組み込まれた。文科省の植民地、横浜では既にトライアル？が散見できる。「教員の働き方」改革したら、職員室がベネッセの出張所に、というのは考えすぎだろうか。

退職手当・タイムカード市教委交渉報告

退職金、 タイムカードで減り続ける？

昨年四月の政令市費化移行以後、現場は庶務事務システムの不具合、煩雑さや、自己観察記録の締め切りの急な変更など、さらなる負担増になっている。給与面では、基本給が大幅削減となった。基本給が元となる退職手当、年金も減額となる。扶養手当については、交渉の結果、経過措置期間の延長はあったものの実質減額が決まった。そして、横浜市は、今年三月一日より退職手当の変更を予定しているとの伝達があった。具体的に、勤続年数や条件により異なるが、目安として月収四〇万円の職員の場合、四〇万×一・八一ヶ月＝約七十五万円の減額となる見込みである。政府が掲げる働き方改革や景気の浮揚策とは矛盾した方向の一つである。

その使用を出退勤ともに用いる事で、教職員の長時間労働の勤務実態を把握し、改善に向けてその記録を利用すべきであるとして申し入れをしてきた。九月の交渉では、具体性に欠ける不十分な回答だったので再度申し入れ書を提出した結果、**退勤時間も打刻出来るシステムを改定中**とのこと。

**退勤時間の打刻、
よじやく動き出す！**
タイムカードの出退勤管理について、度重なる交渉を通じて

今は、出勤時間の打刻の確認はできるようになったが、自動的に時間外勤務を記録できず、各自が入力することとなっている。実際には、記録ができていない人は大勢いる。退勤時間についても同じ仕組みだと手間がかかる上に、勤務時間外として記録されないのであれば、タイムカードが機能していない旨を説明した結果、「毎回システムに入力することが（教員の）負担になっていることには配慮する」と返答を得た。開始時期については、「教員の就労パターンが複雑で、仕組みの変更となると学校への周知も必要なので、改修の時期については、まだ答えられない」とのこと。四月から運用すべきとの要望の意図は理解され、導入時期については努力をするとの返答だった。ワークライフバランス、教員の勤務

時間が問題になっている今だからこそ、横浜市は労務管理をしっかりとやっているか。チャンスではないか。

司馬史観の危うさ、活発に議論

「もうひとつ研」主催第十一回研究会が「今こそ」司馬史観を問う「明治百五十年記念施策を斬る！（その2）」をテーマに、十一月二六日神奈川県地区センターで開かれた。三〇人近い参加者の下、矢下育子氏からの基調的報告を受け、横校労の溝口組合員と茂呂組合員からのコメントを受けて司馬史観と政府による「明治百五十年」記念施策の問題点について活発な質疑討論が展開された。

矢下氏から今司馬をとりあげる理由については、安倍政権による「明治の精神に学び」という記念施策が明治維新を経て国民国家に成長したとする司馬の歴史観と共通のものがあることであり、同時に現政権の危機感の表れであるとした。また司馬の作品が高度成長期の日本社会を支えたサラリーマン層や経営者に広く読まれていたことから

予定されていた交渉の内容の他に、一部の学校で、自己観察書運用のためのフローチャートが何も実施されない実態があること。最初の昇級はどのように決まるのかについて意見交換をした。また、市教委の交渉担当

くる影響力を無視できない。司馬の作品は小説だから史実と違ってよいのではない。例えば、日清戦争・日露戦争は祖国防衛戦争として正当化し、その後の四〇年を異胎の時代として軍部の統帥権行使のみに否定的時代の理由を求めようとした。江戸期について司馬は多様性を一応認めるものの市民社会の成熟を文化や政治に見ようとしない。ましてや歴史における主体の選択可能性を見ることがない。われわれは明治維新の「常識」に立ち向かい、現政権の明治称揚に對抗批判する論理と行動の必要があるとした。

から、「現場の貴重な情報を得られる機会」との指摘があった。労使関係の緊張感はあるが、実りある交渉にしていきたい。
（東支部 河野 靖司）

最新の情報は三月から退勤時のタイムカード使用が始まること。での司馬と安倍の違いがあるにも拘らず司馬作品が多く読者を引き付けている点を分析した。司馬史観は時々の為政者による施策遂行の歴史的裏付けを引き出せるポケットの機能を持つものであり、「近代という時代そのものの止揚」を目指す観点から批判し運動を指し示した。質疑討論では、
・大阪人である司馬は異胎のイメージを明治国家に冷遇された東人に見ていたのではないか。
・英雄譚のうさん臭さを感じる。視線を下げることで上下の権力も見えてくる。
・史実としての司馬作品の誤りは日露戦争に関する国際情勢や日本海海戦などにも出ている。
・原田伊織の明治維新否定論などが出てくるようになったことの意味。
・明治百五十年には「」をつける必要がある。明治維新百五十年と何故言えないか。等々、様々な意見が出された。
（朝倉 賢司）

職場から

ここ数年働き方が大きく変わり、勤労意欲がそがれている。昨年からは特にそうである。朝、タイムカードを押す度に、「休憩時間が取れなくても申告できないこと」「時間外勤務を入れ忘れたら定時退勤したことになること」が頭に浮かび、苦しい気持ちで一日がスタートする。組織的な労基法違反隠蔽工作以外の何物でもなく、悪質極まりないと毎日思う。むなしさを胸に席に着きパソコンのスイッチをオンにする。勤務は全てパソコンで管理されている。そのパソコンも一太郎ソフトが使用不可になり、いままで長年にわたって作成してきた授業用・学校行事用資料等、様々な資料が使えなくなった。とどめにUSB使用が禁止され、学校外で作成した資料は学校では使えないため、学校に残って資料を作成するしかなくなった。もちろん転勤しても自分が作成した資料を持ち出すことが出来ない。

これまで教員は授業や行事の準備等、仕事を持ち帰って行うことで、どうにかこなしてきた。それが出来なくなるのならば、勤務時間内に事務処理時間を確保すべきであろう。その時間が確保されなければ、時間外労働

が大幅に増加することは火を見るより明らかである。ましてや、数分作業を中断しただけで庶務事務システムはログアウトしてしまう、一からやり直しになる代物である。生徒に呼ばれる度にログアウトした画面に腹を立てている。

文科省の教員勤務実態調査（平成28年度）により、前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、勤務時間が増加しており、中学校教員の六割近くが「過労死ライン」に達していることが明らかになった。そして、「適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握すること」「勤務時間管理は、労働法制上、校長や職務監督権者である教育委員会に求められている責務であること」等、学校における働き方改革に係る緊急提言を行った。教員の勤務内容を正しく把握し、勤務時間を管理すること（勤務時間内に仕事が終わるようにはしないこと）を早急に行うべきではないか。そして、教員本来の仕事である生徒との活動時間、授業の質を高めるための時間を少しでも確保してほしい。それが、教員の勤労意欲につながる。 (中支部 深澤 由美子)

横校労は私の代弁者

働く我々の職場環境のこと。疑問や不満に思うことはあっても、それを甘んじて受けるばかりで、どうにか改善しようとして行動することがない私にとっては、横校労は私の代弁者です。特に毎号楽しみにしているのは、日頃感じておられることを率直に、そして我々

と同じ目線で書き表してくださる『学校の風景』。読むごとにうなづくことばかり。私ばかりでなく、熱心に読んでいる若手職員もおります。これからも期待しております。 (横浜市立特別支援学校 三〇代教員)

読者の声

隔月刊「横校労」を読んでの感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。

庶民にも手に届きやすいニュース

ある日、庶務事務システムで時間外勤務を打ち込んでいた時のことです。

私「三時間半未満は報告書なしの自己啓発研修がとれますよ。庶務事務システムのここにも書いてあります。」

A「あれ？いつピツ（出勤打刻）したのか忘れちゃったよ。」

B「へー、よく知ってますね！私「いや、僕もこれ（月刊『横校労』）で知りまして！」

私「あ、それはこの画面見るとわかりますよ。」

学校勤務の日常では、意外に知らない、でも知っておきたい小さなことにあふれています。それに答えてくださる「庶民にも手に届きやすい」

私「実は、これ（月刊『横校労』）に書いてあります！」

夏休み中のある日一四時過ぎのことです。

B「今から帰りたいんだけど午後の年休とるししかないんですよ。」

（横浜市立中学校 三〇代教員）

横校労に入りませんか

職場でうまくいかないことがある… 管理職のやり方で困っている…
 育短制度を運用したいけれどどうしたらいい… 勤務条件のことについてもっと知りたい…
 横校労に相談してみてください。 電話やファックス、Eメールでも構いません。
 ホームページもあります。「横校労ホームページ」で検索 組合費は月6000円です。

連載

原発棄民に抗う②

住宅追い出し この国は「地上げ屋」になったのか

村田 弘

避難指示区域外からの避難者に対する住宅無償提供が打ち切られて、間もなく一年。行く当てもなくとどまっている避難家族に強制追い出しの動きが迫っている。「これまでは夕方で置いてやったが、そうはいかなくなりました。カネ払え。払わないなら出て行け」―まるで地上げ屋である。独立行政法人や福島県を使って、原発被害を終わらせたことにしようという安倍政権の棄民政策が牙をむく。「せめて今の生活を続けたいだけなのです。この事実を皆さんに伝えてほしい」という母親。この声を、私たちはどう受け止めていくのか。

標的にされた山形の八世帯

昨年九月二日、山形地裁米沢支部に一通の訴状が提出された。

原告は独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」。被告は米沢市の雇用促進住宅に住む武田徹さんら八世帯。請求内容は①住宅を明け渡せ②一七年四月一日から明け渡し済みまで、一カ月当たり三万四九〇〇円から三万七三〇〇円の割合による金員を支払え、というものである。

武田さんたちは福島市など、避難指示区域外からの避難者。原発事故にも災害救助法が適用され、福島県が借り上げた雇用促進住宅に無償で入居していた。訴状によると請求の根拠は、所管官庁である厚生労働省からの通達に従い、一六年八月以降住宅を提供してきたが、一六年八月八日の通達で区域外避難者に対する無償提供が一六年三月で終了することになったため、有償の賃貸契約を結ぶよう告知したが応じなかった、と

いうもの。

機構は、「五百を超える避難者らと有償賃貸契約を結んでおり、公平・公正の観点からも被告らの継続入居は認められない」と主張。さらに、政府の「規制改革三カ年計画」(二〇〇七年六月閣議決定)に従い、住宅を民間会社に売却、一六年一月以降の所有者は外資系信託会社になっている。買主との関係でも不法占拠を放置するわけにはいかない、と主張していた。

ポロを出したずさんな提訴

機構としては、「頼まれていたことが終わったし、これ以上付き合うわけにはいかない」という軽い気持ちだったのか、早速ポロが出た。

一月二日に開かれた第一回口頭弁論で、裁判長から「賃貸契約の終了に基づく請求なのか、所有権に基づくものなのか」と問われた代理人は、戸惑ったあげく「所有権です」と答えたが、根拠を文書で提出するよう指示される有様。訴状には「譲渡施行日の一月一日以降の所有権は(売却先の)信託会社になる」と明記しており、所有権のない機構が所有権に基づいて明け渡しを求めるといふ根本的な矛盾を露呈。その後提出された文書では、原告に信託会社が加わり、明け渡し請求は信託会社、家賃の支払いは機構が請求するという弥縫策がとられた。

被告とされた武田さんたちの弁護団は、「本訴訟は、政府による避難者追い出し策の一環である」と訴訟の本質を突く答弁書を提出。今年一月一二日に開かれた第二回口頭弁論



第2回口頭弁論に駆けつけた支援者たち (1月12日、山形地裁前)

では、滋賀県から駆け付けた代理人の井戸謙一弁護士が、「福島県が機構から雇用促進住宅を借り上げて被災者に提供していることを確認するとの、内堀雅雄知事と機構理事長の公印を押した文書(一二年四月一日付)がある。貸主は福島県ではないのか」と鋭く追及した。機構側は、「追って書面で返答する」と答えるにとどまった。

この日の法廷では、八世帯を代表して武田さんが意見陳述。「福島県内の土壌汚染は深刻。緊急事態宣言も解除されていない。子どもの健康を心配して帰れないお母さん方は、経済的にも追い詰められている。国と福島県は子ども・被災者支援法に従って、住宅提供を続けてほしい」と訴えた。

福島県も追い出しにかかる

福島県も避難者強制追い出しに取りかかっている。東京・東雲の国家公務員住宅に入っている五世帯に対し①使用賃貸契約を結ぶこと②昨年度四月以降の家賃を支払うことを求め

て裁判所に調停を申し立てるとの議案を昨年一二月の県議会に提出、賛成多数で可決された。

福島県は、昨年三月の打ち切り後、それまで無償で提供されていた国家公務員住宅を国(財務省)から新たに借り受けたとして、避難者に対して県との賃貸契約を結び、規定通りの家賃を支払うよう求めている。「調停の対象とした世帯は、この条件で継続入居の希望を出した。県はこれを受けて国から借りたので、条件を守るか。守らないなら裁判に訴える」というのである。

なりふり構わず切り捨てる

規定の家賃は月約六万円。共益費や駐車場代を入れると、八万円前後になるといふ。契約書には「天災等によって被害が生じた場合は、入居者が損害を負担する」という条項が入っていることも明らかになっている。対象とされた母子避難者は、「ダブルパートで働いてもギリギリの生活。こんな家賃を払っては生活が成り立たない。福島県に残っている夫には、帰って来いと言われる」と訴えている。福島県は、このほかにも県内仮設住宅の入居者に対し、「居住の実体がない」「職員に暴言を吐いた」などの理由で追い出し訴訟を準備している。

一方、政府と福島県は昨年四月までに避難指示を解除した浪江町など一〇市町村からの避難者に対しては、災害救助法の適用を一年延長し、住宅無償提供を継続すると発表した。避難者の声を聞くことも、実態を調べることもせず、またしても一方的な区域と時差による分断である。

略歴
村田 弘 (むらた・ひろむ)
 朝日新聞社を定年退職後、故郷の南相馬市小高区で農耕生活中、福島第1原発爆発により横浜市に避難。国と東京電力の責任を明らかにし、生活とふるさとを奪われた損害の回復を求める「福島原発かながわ訴訟原告団」団長として横浜地裁で闘っている。1942年生まれ。

日本の人権状況を審査した国連人権理事会は昨年一月、日本政府に対し二一八項目にのぼる勧告を出して回答を求めている。その中には、ドイツなど四方国による「帰還政策の見直し」も含まれている。「国が適正に規制権限を行使していれば原発事故は防げた」とする前橋、福島両地裁の判決もどこ吹く風。二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの前に避難者を片づけ、「日本は一〇年足らずで原発事故から復興した」と世界に宣言するという安倍政権は、国内外の批判にも耳をふさぎ、福島県もこれに追随し、従わない者は容赦なく切り捨てる構えを露骨にする。

私は、駆け出しのころに取材した水俣病の「見舞金契約」を思い出す。水俣病の原因物質が、チソ水俣工場から出た有機水銀であることが明らかになった一九五九年。暮れも押し詰まった三〇日、病と貧困に追い詰められた漁民に対し、一時金三〇万円と引き替えに「将来、工場排水に起因することが決定しても新たな要求はしない」という契約書に捺印を迫った一件だ。この席には知事も立ち会っていた。

半世紀も前の悪夢が、今また繰り返されようとしているのではないか。

シリアから日本へ アレッポ大学日本センターのあゆみ

枝川 あゆみ

嬉しい出来事

昨年一月のある朝、新聞を読んでいたら目に飛び込んできた「アレッポ」の文字。そして見覚えのある教室で笑う大学生たちの写真。何とアレッポ大学の日本語学習者に関する記事でした。

アレッポ大学

二〇〇四年二月、私がJICA青年海外協力隊の日本語教師として派遣されたのが、このアレッポ大学でした。本格的に日本語教師として教壇に立った、まさに私の原点ともいえる場所です。日本語教師の経験がほとんどなかった私を、学生や職員は温かく迎えてくれました。授業はいつも手探りでうまくいかないこともありました。学生たちはいつも「先生の授業はとても楽しいです」と励ましてくれました。また、私の



年に一回開催日本文化フェアにて学生と

シリア生活の先生としてアラビア語のシリア方言、バスの乗り方、買い物の仕方、おいしいレストラン、色々なことを教えてくれました。家に招いてもらいご飯をごちそうになるのもしばしば、まるで本当の家族のようでホームシックにかかる暇もないほどでした。

内戦前後のアレッポ

滞在していた当時はまだ「アラブの春」の予兆すらなく、人々の生活は一見穏やかで安定していました。治安警察はあちこちにいましたが、特にデモやテロのようなことはありませんでした。観光地や商業地としてとても栄えており、町のあちこちで世界遺産に出会えます。特にアレッポ城や旧市街、大モスクなどの建造物は見事でアレッポの地元民も誇りにしていました。しかし内戦勃発後は反体制派の拠点となり、アサド政権と激戦が続いた「最激戦地」となっています。一年前の二〇一六年十二月にアサド政権軍が完全制圧しましたが、未だ生活の苦しい状況は続いています。

アレッポ大学日本センター

内戦でアレッポ大学も爆撃の被害に遭い、学生の犠牲者も多数出ています。二年前にはシリア人教授から二〇〇人の学生たちが爆弾の落ちる音をすぐ近くに聞きながら日本語の



学生のお宅で家族だんらんのひと時
右端が筆者

学習を続けているという話を聞いていました。記事によると現在アレッポ大学では九〇人が日本語を学んでいるそうです。しかし、二〇一一年に日本人教師が国外退避して以降日本人教師の派遣はなく、日本センターの先輩に教わったりインターネットで独習したりするしかない状況とのこと。苦しい状況の中、今でも日本語の学習を続けている学生たちの存在がとても嬉しく、日本語の学習が彼らの心よりどころとなっていることを強く感じました。

日本政府の対応

日本政府は二〇一七年からの五年間でシリア難民らを留学生として一五〇人受け入れると発表しました。ただ、対象は主にシリア国外で暮らす難民もしくは専門研究に携わる大学院生となり、国内に残る学生たちには極めて難しいと言えます。日本センターは一九九五年から少しずつ

夏炉冬扇

2017年 12月

- 1日(出) 全学労組文科省交渉
- 6日(水) 霧が丘中不当処分人事委員会公開口頭審理第一回 執行委員会
- 8日(金) 人事委員会証人尋問準備
- 13日(水) 霧が丘中不当処分人事委員会公開口頭審理第二回
- 19日(火) 東支部会
- 20日(水) 執行委員会

2018年 1月

- 6日(出) 横校労結成四〇周年記念のついで・交流会
- 10日(水) 執行委員会
- 23日(火) 東支部会
- 24日(水) 霧が丘中不当処分人事委員会公開口頭審理第三回 執行委員会
- 31日(水) 霧が丘中不当処分人事委員会公開口頭審理第四回

学習者を増やし、一〇年間で日本への短期留学や大学院の開設が実現、その後もシリア人日本語教師の養成が行われるなどシリアにおける日本語教育の拠点となっています。この二三年間のあゆみが途切れることなく、より多くの人に学びの場が提供されることを願ってやみません。彼らの努力と熱意がシリア復興のための大きな力となると信じています。

参照記事：二〇一七年一月二〇日朝日新聞朝刊二九ページ「シリアから日本へ 留学の扉広げて」

編集後記

* 歳の瀬二月二八日に第三子となる男の子が誕生。出産予定日から実に十一日遅れ、気をもむ日々を過ごした。出産翌日には、母子ともに自宅に戻り、助産師さんの訪問を受けながら新しい家族との生活が始まる。

一番目の長女六歳は出産前から妻のお腹の中に声をよくかけ、生まれてからもお世話をする気満々。抱っこをしたりミルクをあげたり、お姉ちゃんとして褒められることに嬉しさも感じている。

二番目の次女二歳はこれも出産前から赤ちゃん返り満々。姉のマネをするのが好きだし赤ちゃんも好きなので、弟をかわいがりたい気持ちはある。ただ、自分に向けられていた時間は半減、甘えるのも無理はない。私が三番目を抱っこしているのがとにかく嫌なようで、同じく抱っこをせがんで来たり、こっそりおしゃぶりやミルクをくわえてみたりする。

一番目のお姉ちゃんとして褒められる立場、三番目の末っ子としてかわいがられる立場、では二番目は…。子供を三人もって分かる二番目の苦惱葛藤。しばらくはこの子のケアが最も必要のようだ。そして、今夜もミルク、げっぷ、おむつの世話で眠れない夜が待っている。

* 「働き方いろいろ」は紙面の都合上お休みにします。

* 《註》前号の「読者の声」の中に管理職の言葉で「適切な配慮の一斉付与」との文言がありますが、適切な配慮の一斉付与という原則はどこにもありません。休憩時間の三原則の一つである一斉付与が、俗説として校長間に広まったのではないかと思われまふ。